# 古語拾遺諸本の訓読上の特色について(一)

嘉禄本・暦仁本に見える使役句形の訓読を中心として

杉

浦

克

己

様であるが、若干の部分についてこれとは異なる性格を併せ持つ可能性があること、の二点を明らかにすることができた。 形」の訓読を個々の例について比較することによって、各々の訓読上の特色考える上での見通しを得ることを試みた。 の完本である「嘉禄本」及び「暦仁本」(共に天理図書館蔵)を取上げ、訓読の歴史的な変遷とたどる上での指標となる、 仮名書の語句を貴重な上代語の資料として重視し、この方面からの研究を中心に内容全体の解釈に資する研究が進められてきた。しかし、現 存伝本は中世以降のもののみであり、本文に注された訓読そのものを中心とした研究は必ずしも多くはなかった。 この結果、嘉禄本は中世の吉田(卜部)家ゆかりの『日本書紀』諸伝本に見える訓読に近い性格を持っていること、暦仁本も基本的には同 今般、主要な伝本の訓読を調査し、相互に比較検討することによってその特色を明らかにする作業に着手し、先ず第一段階として現存最古 古語拾遺は大同二 (八〇七) 年、斎部広成が、平城天皇の朝儀についての召問に答えて撰上したものである。国語史の分野では、 いわゆる「使役句

今後この見通しの元、詳細な訓読の比較検討を試みると共に、他の伝本についても考察の範囲を順次拡大して行きたい。

はじめに

たものである。総字数五六七○程の小部ではあるが、 ら主張すべく、平城天皇の朝儀についての召問に答えて撰上し を嘆じ、忌部氏の職掌の正当性を歴史的に遡って由縁と根源か 古語拾遺は大同二(八〇七)年、斎部広成が、中臣氏の専横 数少ない

の当時の姿を知る上で重要とされてきている。この点について が多く見え、当該の漢字の訓読(あるいは日本語としての用法 の語句について「古語云々」として、万葉仮名書で示した箇所 上代の文献資料を補う貴重な資料として古来重視されてきた。 本文は日本語的な要素を交えた漢文を基調とするが、本文中

ホル放送大学助教授(人間の探究)

Journal of the University of the Air, No.16 (1998) pp.25-40 放送大学研究年報 第十六号 (一九九八) (二十五—四十) 頁 杉

世紀頃の日本語を強く反映していると見ることができる。っていることから考えても、著作当時だけでなく、より古く八は、著された内容が、歴史的に遡る形で事項を述べる構成にな

料五六輯・昭和五〇年)、富田大同氏の「古語拾遺漢字索引\_ 等によって一般の読者にもわかりやすい形の本文が提供され 所紀要一・昭和四一年)によって、本格的な校訂本文が示され、 面からの研究も急速に進展してきた。 石高専研究紀要一七・一八号・昭和五〇~一年) 遺・高橋氏文』(新撰日本古典文庫4・昭和五一年・現代思潮社) 研究も大きく進展し、安田尚道・秋本吉徳両氏による『古語拾 田純一氏の「校本古語拾遺 遺仮名語索引」(同紀要二三号・昭和五五年)が整備され、 たことによって、広くこれが流布し用いられてきたが、近時鎌 本文についての研究は、『群書類従』が「攷異」を付して収め 索引類も西崎亨氏の「古語拾遺用語索引」(訓点語と訓点資 嘉禄本」(國學院大學日本文化研究 及び「古語拾 各方 一(明

底本として、これに全面的に依っている。
言え、本稿も諸本に見える訓読を比較検討するための、本文の言え、本稿も諸本に見える訓読を比較検討するための、本文のでで、詳細な校注・補注・解説を付した本文及び訓読文

## 古語拾遺の訓読

古語拾遺の本文、及びその内容の解釈をめぐっては、右のように研究も進んでいるのではあるが、諸伝本の訓読が取上げらいるが、箇々の語句については未だ手の及ばないところもあり、いるが、箇々の語句については未だ手の及ばないところもあり、いるが、箇々の語句については未だ手の及ばないところもあり、いるが、箇々の語句については未だ手の及ばないところもあり、いるが、箇々の語句については表が多かったようである。

で天鈿女命が歌舞をする場面で、しかし、「嘉禄本」(後述)を一瞥しても、例えば天石窟の前

覆\_誓槽"\*\* (ただし「フネツキ」の「キ」は後に書入れか?)

とは急務のように思われる。とは急務のように思われるのは、当該部分の本文漢字の表記、のような訓点が注されているのは、当該部分の本文漢字の表記、のような訓点が注されているのは、当該部分の本文漢字の表記、のような訓点が注されているのは、当該部分の本文漢字の表記、のような訓点が注されているのは、当該部分の本文漢字の表記、

のではと考え、今般、放送大学特別研究助成を得て、古語拾遺の比較検討から得られた知見を活かすことで更に明確にできるこの点は、年来取組んできた『日本書紀』神代巻諸本の訓読

加点と見ることができる。

た見通しを述べることとした。るが、本稿では代表的な伝本の一角について、現時点で得られるが、本稿では代表的な伝本の一角について、現時点で得られした次第である。基礎的なデータは未だ蒐集・整理の途上にあの諸伝本を改めて調査し、その訓読を比較検討することに着手

## 嘉禄本。曆仁本

れは本文内容の改竄に関わるとのことである。禄本」と尊経閣文庫蔵「亮順本」が各々の代表的な伝本で、こば、大きく二種に類別でき、現天理大学附属天理図書館蔵「嘉ば、大きく二種に類別でき、現天理大学附属天理図書館蔵「嘉

の混本にあたるものと目されている。 
の記本である。天理図書館善本叢書1『古代史籍集』(昭和四七の宗本である。天理図書館善本叢書1『古代史籍集』(昭和四七の誤記ではないか、としておられる)、現存の卜部本系統の諸本の誤記ではないか、としておられる)、現存の卜部本系統の諸本の誤記ではないか、としておられる)、現存の卜部本系統の諸本の混本にあたるものと目されている。

点と片仮名点の重複や齟齬は少なく、奥書に言う書写者自身の部朱の片仮名点を含む)で注されている。一瞥の限り、ヲコト本文と同筆と思しい訓点が、朱のヲコト点、墨の片仮名点(一

暦仁本は同天理図書館蔵の別本であり、西宮博士に依ればこが墨点であるが、一部に朱点を交える。
暦仁本は同天理図書館蔵の別本であり、西宮博士に依ればこが墨点であるが、一部に朱点を交える。
歴代本は同天理図書館蔵の別本であり、西宮博士に依ればこが墨点であるが、一部に朱点を交える。

進められてきている。セント資料としても早稲田大学秋永研究室を中心とした研究がセント資料としても早稲田大学秋永研究室を中心とした研究がまた両本共に、注された和訓に声点を付した例が見え、アク

限りの項目では、写真版及び写真の範囲で確認が可能であった。 本稿では、古語拾遺諸本の訓読を比較検討するために、これを進めることを主軸に置き、そのための基礎的な照しつつこれを進めることを主軸に置き、そのための基礎的なにあたっては写真版 (前掲の天理図書館善本叢書)を主に用い、たあたっては写真版 (前掲の天理図書館善本叢書)を主に用い、にあたっては写真版 (前掲の天理図書館善本叢書)を主に用い、に原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめたに原本にあたった。

## 訓読の比較

日本書紀、特に神代巻の諸本に見える訓読を比較検討してきた所に依れば、同一箇所についての諸本の間での訓読上の差異た所に依れば、同一箇所についての諸本の間での訓読上の差異た所に依れば、同一箇所についての諸本の間での訓読上の差異た所に依れば、同一箇所についての諸本の間での訓読上の差異だることがわかってきた。そしてそれらは大きく、中世の吉田(下部)家系統諸本のそれを中心とし、それよりもより古い時代の訓読によるものと、より新しく江戸時代頃以降の知見に基づくものの三種に分けて考えることができる、との見通しを持つと至っている。

今回取上げることとした古語拾遺の代表的な伝本である嘉禄つに至っている。

ことが、第一歩として最も妥当であろうと考えられる。るのであって、右に挙げた端的な点を嘉禄本において確認するできる所である。先ずこの嘉禄本を取上げた理由も、ここにあ本に見える訓読は、日本書紀に於いて考えた吉田(卜部)本系本も卜部兼直の筆になるものであり、ここから出たと思しい諸本

る。また再読文字は、古語拾遺本文自体での用例数が必ずしもな比較のみでは明確になりにくい要素を含んでいるものであの内容についての解釈が強く反映するところであって、外形的ただし、右の諸点のうち、神名と敬語法については、加点者

に絞って訓読を概観し、位置付けを試みることとした。使役句げることはできない。従って、先ず「使役句形」と「助字の類」である。訓注部分は日本書紀独自の問題であるからここで取上十分ではなく、より細かい比較考察の中で考えた方がよさそう

# 使役の形の訓読

形の例を以下に掲げる。

しては大略、のでは大略、では大略、では大略、できの形を構成する例が多い。これを訓読する際に注す訓点と例えば「○○をして××せしむ。(○○に××させる)」のよういわゆる「使役」の形は「使・令・遣・教」字などを用いて、

A 使: FOO | FX X t P A

B 使下二下〇〇19××七上

C 使二 ( ) ラシテ×× - セ

思しいものに比較的よく見えるものである。Bは当該の「使」と、主に中世頃のいわゆる吉田本系統及びその影響下にあるとで、「シム」は読み添えとする形で、日本書紀諸本の訓読を見るのような三種類がある。Aは当該の「使」字を「シテ」と訓ん

く見え始める。 書紀の諸本では江戸時代末頃から明治初期にかけてのものに多 ゆる羅山点 句形に一般的に用いられるものである。漢籍の訓読では、 Cは「シテ」を読み添えた上で返読して当該の「使」字を「シ 代では用いられない注し方が必要になる点などは端的である。 異なるとも考えられる。特に返点に「下二」「ニレ」のような現 等について現代の訓読で行われるいわゆる再読とは若干性格が る。Bの形は、返読を二回することになり、「未」字や「将」字 田本系統とは異なると思しいものに見ることができるものであ の訓読一般に広く見え、また日本書紀の諸本では同時代の、 字を「シテ」と「シム」に再読するもので、江戸時代頃の漢籍 ム」と訓む形で、現代の訓読でこのようないわゆる「使役」 (道春点)がこの形をもっぱら用いているが、日本 の わ

較しつつ、概観してみることとした。 いて、『古語拾遺』の嘉禄本・暦仁本について、岩波文庫本と比 点の注された背景を想像し得るのではないか、との考えに基づ このように、 使役の形の訓読を辿ることである程度、 その訓

字が五例あるが何れも「教ふ」またはその名詞形で用いられた 字はこれら以外に「阿知使主」の例が二例見える。また「教」 三十七、「使」字及び「遣」字によるもの各三が見える。(「使. 本文中からわゆる「使役」の形を拾うと、「令」字によるもの いわゆる使役の形ではない。また「差」字を「他姓を

これに該当する個所の例はない。

文一二五頁三行目途中から前に相当する部分)を欠くため

] に入れて示した。暦仁本は冒頭部分(岩波文庫本本

使役の意に近い形で用いたものが一例あるが、諸本の間では扱 差すこと勿れ。」(岩波文庫本の訓読による。五二頁一〇行)と が異なるものも見え、ここでは取上げないこととした。)

17

この四十三例は以下の如くである。

よって加え、振仮名等と取捨して示した部分がある。 ヲコト点を平仮名で、片仮名点を片仮名で記し、私意によ によって書き下したものである。 先ず岩波文庫本で本文をその位置と共に示した。「120/1」 なお本文の欠落による不明個所は岩波文庫本本文で補って る補読は ( ) に入れて示し、また一部に句読点を私意に 善本叢書の頁数・行数である。 は一二〇頁一行目を表す。本文中の割書部分は省略した。 「令・使・遣」の各々に分けて、出現順に示した。 「岩」の項は岩波文庫本の訓読文を位置と共に示した。な 「嘉」の項は「嘉禄本」の当該部分の位置と、注された点 「暦」の項は「暦仁本」の当該部分を右と同様に示した。 振仮名など一部を省略したものがある。 位置は前掲の天理図書館

お、

岩14/7 嘉429/3 岩18/8 122/6岩18/7 120/1嘉433/6 岩18/10 122/7嘉433/5 嘉433/4 122/5令三〉 令一~ 〈令四〉 令二〉 鋳しむ。 石凝姥神を(シ)て天香具山の銅を取て以(テ)日ノ 太玉神を令シて諸部ノ神タチヲ率、和幣を造ラシムへ 人民を(シ)て夭折ニシテ青山を枯山に変ス 長白羽神を(シ)て麻を種(ヱ)て以て青キ和幣ト為 長白羽神をして麻を種ゑて青和幣と為さしむ。 令人民夭折青山変枯 令長白羽神種麻以為青和幣 像ノ鏡を鋳ル 石凝姥神をして天香具山の銅を取りて、日の像の鏡を 令石凝姥神取天香具山銅以鋳日像之鏡 太玉神をして諸部の神を率て、和幣を造らしむべし。 令太玉神率諸部神造和幣 人民をして夭折しめ、青山を枯山す。 嘉434/1 岩19/2 嘉434/4 岩19/4 122/9122/8岩19/4 122/10岩19/5 123/1 嘉434/3 嘉434/3 〈令七〉 〈令六〉 〈令五〉 令八〉 天日鷲神を令て以(与)木綿(誤字?)津咋見神穀の 天棚機姫神を(シ)て神衣を織(ラ)シム 天羽槌雄神を(シ)て文布を織(ラシメ) 櫛明玉神を(シ)て八坂瓊ノ五百筒御統玉を作(ラシ 天棚機姫神をして神衣を織らしむ。 令天棚機姫神織神衣 天日鷲神と津咋見神とをして穀の木を殖ゑて、白和幣 櫛明玉神をして八坂瓊五百筒御統の玉を作らしむ。 天羽槌雄神をして文布を織らしむ。 令天羽槌雄神織文布 木を種殖ヱて以(て)白和幣ヲ作(ラ)令ム を作らしむ。 令天日鷲神与津咋見神穀木種殖之以作白和幣 令櫛明玉神作八坂瓊五百筒御統玉

123/1

123/3

岩19/9

123/6

岩19/6 嘉435/4 嘉434/5 嘉435/1 令一() 〈令九〉 太玉命を(シ)て捧(ゲ)持(チ)て称賛セシム シム) 天目一箇神を(シ)て雑ノ刀斧及(ビ)鉄鐸を作 手置帆負彦狭知二神を (シ) て天御量を以て大峡小峡 令太玉命捧持称讃 令天目一箇神作雜刀斧及鉄鐸 天目一箇神をして雑の刀斧及鉄の鐸を作らしむ。 作 (ラシム) 太玉命をして捧げ持ち称賛さしむ。 を作らしむ。 大峡•小峡の材を伐りて、瑞殿を造り、兼御笠及矛盾 手置帆負・彦狭知の二はしらの神をして天御量を以て 瑞殿兼作御笠及矛盾 令手置帆負彦狭知二神以天御量伐大峡小峡之材而造 ノ材を伐(リ)て瑞殿を造り兼て御笠及(ビ)矛盾を **ラ** 嘉435/5 124/2岩21/2 岩20/4 123/7嘉436/4 嘉435/5 岩20/3 123/6令一四〉 令一三 令一二〉 天児屋命を(シ)て相(ヒ)副に祈禱セシム 石凝姥神を(シ)て日像ノ鏡を鋳シム 天鈿女命を(シテ) 真辟ノ葛を以て らに為、 蘿葛を以 令天鈿女命以真辟葛為題以蘿葛為手繦以竹葉飫憩木 石凝姥神をして日の像の鏡を鋳しむ。 令石凝姥神鋳日像之鏡 俳優を巧作シ、相与に歌(ヒ)舞(フ) を手持(チ)て、石窟ノ戸ノ前に覆誓槽、庭燎を挙て を挙して、巧に俳優を作し、相与に歌ひ舞はしむ。 着けたる矛を持ちて、石窟の戸の前に誓槽覆せ、庭燎 天鈿女命をして真辟の葛を以て襃と為、蘿葛を以て手 葉為手草手持着鐸之矛而於石窟戸前覆誓槽挙庭燎巧 天児屋命をして相副に祈禱らしむ。 令天児屋命相副祈禱 て手繦と為、竹葉飫憩木葉を以て手草と為、着鐸ノ矛 綴と為、竹葉•飫憩の木の葉を以て手草と為、手に鐸 作俳優相与歌舞

〈令一五〉

岩21/10 124/7

しむ。

天手力雄神をして其の扉を引き啓け、新殿に遷し座さ

令天手力雄神引啓其扉遷座新殿

嘉437/5

座シタテマツル

天手力雄神を(シ)て其(ノ)扉を引啓ケ、新殿に遷

克 杉 浦

令一七〉

岩22/5 125/1豊磐間戸命・櫛磐間戸命の二はしらの神をして殿門を 令豊磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門

嘉438/2 豊磐間戸命櫛磐間戸命二ハシラノ神(ヲシテ)殿門を

守衛ラシム。

125/8令抜首髪及手足爪以贖之

岩22/3 124/9大宮売神をして御前に侍はしむ。 令大宮売神侍於御前

〈令一六〉

嘉438/1 大宮売神を(シ)て御前に侍ラ(シム)

守衛らしむ。

令一八〉

岩23/6 首の髪及手足の爪をも抜かしめて、之を贖はしむ。

> 嘉439/3 首ノ髪及(ビ)手足(ノ)爪を抜て以(テ)之を贖(ハ

シム)

暦503/5 首ノ髪ヲ抜キ及ヒテ手足ノ爪ヲ以テ之ヲ贖ハシム。仍 テ其ノ罪ヲ解除ヘテ祓へ令ム

令一九〉

128/7令諸神亦与陪従

岩28/4 諸神をして亦与に陪従へしめたまふ。

嘉445/4

暦508/7

諸神タチヲ令テ亦タ共モニ陪従シメヨ

諸神ヲ(シテ)亦与に陪従セシメヨ

令二()

131/1令天富命率手置帆負彦狭知二神之孫以斎斧斎鉏始採

天富命をして手置帆負・彦狭知の二はしらの神が孫を 山材構立正殿所謂底都磐根仁宮柱布都之利立

率て、斎斧・斎鉏を以て始めて山の材を採りて、正殿

岩32/6

を構り立てしむ。

嘉450/2 天富命を(シ)て手置帆負彦狭知二ハシラの神ノ孫を 率て、斎斧斎鉏を以て始て山材を採(リ)て、正殿を

構立ツ

暦514/2 天富命ヲ命シテ手置帆負産狭知二ラノ神ノ孫ヲ率テ、 斎斧斎鉏(ヲ)以テ始テ山材ヲ採テ、正殿ヲ構リ立ツ

嘉455/1

暦520/4

天種子命ニ命シテ天罪国罪ノ事ヲ解除ヘシム

岩36/4 133/7岩33/8 嘉451/6 131/9暦515/3 嘉451/2 131/6暦516/2 令二:-> 令二一~ 天富命を(シ)て日鷲命ノ孫ヲ率て肥饒ノ地を求て阿 天富命を(シ)て斎部の諸の氏を率て種々(ノ)神宝 四方ノ国を朝ラ命〔令〕ム。以て天位ノ貴を観シム 四方の国を朝らしめて、天位の貴きことを観しむ。 天富命ヲ令テ天日鷲命ノ孫ヲ率テ肥饒キ地ヲ求メテ 天富命をして天日鷲命が孫を率て、肥饒き地を求ぎて 天富命をして斎部の諸氏を率て、種々の神宝、鏡・玉 令朝四方之国以観天位之貴 令天富命率天日鷲命之孫求肥饒地遣阿波国殖穀麻種 令天富命率斎部諸氏作種々神宝鏡玉矛盾木綿麻等 阿波国ニ遣ハス。穀麻ノ種ヲ殖ヱ令(シム) 波国に遣(シ)て〔穀〕 阿波国に遣して穀・麻の種を殖ゑしむ。 鏡玉矛盾木綿麻等ヲ作ラ令(ム) 鏡玉矛盾木綿麻等(ヲ)作(ラ)シム 矛・盾・木綿・麻等を作らしむ。 [天富命ヲシテ]斎部ノ諸ノ氏ヲ [率テ] 種々ノ神宝 麻の種を殖撤へ(シム) 岩37/1 岩37/2 暦520/3 天富命ヲ令テ供作ル諸氏ヲ率テ大キ幣ヲ備ラシメ 岩36/8 133/9嘉455/5 134/1嘉455/4 天富命を(シ)て供作ル諸氏を率て大幣を造作(ラシ 134/1暦520/3 嘉455/4 令二六〉 令二五〉 天富命をして供作へまつる諸氏を率て大幣を造作ら 天種子(命)を(シ)て天罪国罪ノ事ヲ解除ヘシム 斎部氏を(シ)て永ニ其職に任ス 天種子命をして天罪・国罪の事を解除へしむ。 令天種子命解除天罪国罪事 令天富命率供作諸氏造作大幣訖 斎部氏をして永く其の職に任けしむ。 令斎部氏永任其職 しめ訖りぬ。 [四方ノ] 国ヲ [朝ラシ、] 以テ天位ノ貴キヲ観セ [令 [斎部氏ヲシテ] 永ニ其職ニ任ス

134/7

〈令二七〉

為ス

令斎部氏率石凝姥神裔天目一筒神裔二氏更鋳鏡造釼 以為護御璽

岩38/1 率て、更に鏡を鋳、釼を造らしめて、護りの御璽と為 斎部氏をして石凝姥神が裔・天目一筒神が裔の二氏を

嘉456/5 斎部氏を(シ)て石凝姥神の裔天目一神の裔二氏を率 て更(二)鏡を鋳、釼を造(リ)て以て護御璽ト為(シ

暦521/5 斎部氏ヲ令テ石凝姥神ノ裔天目一筒神ノ裔二氏ヲ率 テ更ニ鏡ヲ鋳シテ、釼ヲ造ラシメテ以テ護身ノ御璽ト

令二八〉

134/10令皇女豊鍬入姫命奉斎焉

岩38/5 皇女豊鍬入姫命をして斎ひ奉らしむ。

暦522/3 嘉457/3 皇女豊鍬入姫命ヲ令テ斎ヒ奉ツラシム 皇女豊鍬入姫命を(シ)て斎ヒ奉(ラシム)

〈令二九〉

135/5令買男弭之調女手未之調

岩39/1 男の弭の調、女の手未の調を貢らしむ。

令三〇〉

嘉458/2

暦523/1

男ノ弓ノ[調]、女ノ手ノ未ノ調ヲ貢ツラ令ム 男ノ弭ノ調、女ノ手未ノ調を貢メ(シム)

135/6 今神祇之祭用熊皮鹿皮角布等此緣也

暦523/2 神祇ノ祭ヲ令テ熊ノ皮鹿ノ皮角ノ布等ヲ用ヰシムル

ハ此ノ縁也

令三一〉

135/8令皇女倭姫命奉斎天照大神

岩39/4 皇女倭姫命をして天照大神に斎き奉らしむ。

嘉458/4 皇女倭姫命を(シ)て天照大神を斎キ奉(ラシム)

暦523/3 皇[女]倭姫命ヲ令テ天照大神ヲ斎キ奉ラシム

令三二>

135/9令倭姫命居焉

岩39/6 倭姫命をして居らしむ。

嘉458/6 倭姫命を(シ)て居ラシム

暦523/5 [倭姫命]ヲ令(シテ)居ラシム

136/3令日本武命征討東夷

氏其ノ物ヲ出シ納ム。東東ノ文其ノ簿ヲ勘へ録ス

暦524/4 岩40/3 嘉459/4 〈令三四〉 日本武命に令リシて東夷を征討タ(シム) 日本武命ヲ令テ東夷ヲ征討タシム 日本武命をして東夷を征討たしむ。

岩42/4 阿知使主と百済の博士王仁とをして其の出納を記さ しむ。

137/5

令阿知使主与百済博士王仁記其出納始更定蔵部

嘉462/1 阿知ノ使主ト百済博士王仁(ヲシ)て其出納を記(サ

シム)

暦526/5 阿知使主ト百済博士王仁トヲ令テ其ノ出納ヲ記サ令

A

〈令三五〉

138/1令蘇我麻智宿禰検挍三蔵秦氏出納其物東西文氏勘録

岩43/4 物を出納せしめ、東西の文氏をして、其の簿を勘へ録 蘇我麻智宿禰をして三蔵を検校しめ、秦氏をして其の

さしむ。

嘉463/4 蘇我の麻智の宿禰を(シ)て三蔵を検校ラシム。秦氏

其物を出納ム。東西の文氏其簿を勘録(ス)

暦527/6 蘇我麻智宿禰ヲ令テ三ノ蔵ヲ検カへ校ゞサ令ム。秦ノ

〈令三六〉

138/8令掌叙王族宮内礼儀婚姻卜筮

岩44/4 王族・宮内の礼儀・婚姻・卜筮のことを掌り叙てしむ。

嘉464/4 王族宮内ノ礼儀、婚姻、卜筮(ノ)事を掌(リ)叙キ

テ令 (ム)。

暦528/7 斯レヲ拝シテ……入テ王族宮内ノ礼儀、婚姻、ト筮事

ヲ掌叙ラ(シム)。

〈令三七〉

144/2令片巫肱巫占求其由

岩53/8 片巫・肱巫をして其の由を占ひ求めしむるに、

嘉474/1 片巫、肱巫を(シ)て其の由を占求(セシム)

暦538/7 今行巫、肱巫、其ノ由ヲ占求ムル

〈使一〉

119/5使人歴世而弥新事逐代而変改顧問

岩13/8 人をして世を歴て弥新に、事をして代を逐ひて変改せ

しむ。

嘉427/5 人(ヲシテ)世を歴て弥新に事(ヲシテ)代を逐て変

改使が

暦505/7

経津主神武甕槌神(ヲ)

遣ハシテ駈除り平ケ定ム。

〈遣二〉

遣従神往間其名

〈使二〉

128/2

嘉444/4 岩27/7 配へ侍 (ラ) 使ム 配へ侍はしめたまふ。

嘉446/2

暦509/7

従ナル神ヲ遣ハシテ、其ノ名ヲ借問ハシム。 従ナル神を遣シ、往て其の名を問ハシム。 岩29/2 129/1

従の神を遣はして、往きて其の名を問はしむ。

暦507/6 使ヒ配ヘテ侍ラシム

〈使三〉

128/8

使大伴遠祖天忍日命帥来目部遠祖天槵津大来目帯仗

大伴が遠祖天忍日命をして、来目部が遠祖天槵津大来 目を帥て杖を帯て前駆せしめたまふ。

津大来目を帥て杖を帯て前駆セシム。

天槵津大来目ヲ帥ヰテ杖ヲ帯ヒテ前駆セシム。

〈遣一〉

127/2遣経津主神武甕槌神駈除平定

岩25/10 経津主神、 武甕槌神を遣はして駈除ひ平定めしむ。

従って使役の形の文にはなっていないが、直前の「斯拝~」

〈令三六〉では暦仁本は本文「令」字を「入」字に作る。

の部分からの意を受けて、この箇所を使役の意にとって訓

訓点を注しているためここに加えた。

ところを、暦仁本では「令」字に作って使役の意に取った

〈令三〇〉は、岩波文庫本・嘉禄本が本文「今」字とする

経津主神武甕槌神を遣て駈除ヒ平ケ定メシム。

羸442/4

使配侍焉

大伴の遠祖〔天忍日命を(シ)て、来目部遠祖〕

天槵

〈令二二〉は「令」字と「遣」字が併用された形であり、

〈遣三〉にも再掲した。

嘉452/1

暦516/3

阿波国ニ遣ハス。穀麻ノ種ヲ殖ヱ令(シム)

阿波国に遣(シ)て〔穀〕麻の種を殖撤へ(シム)

阿波国に遣はして、穀・麻の種を殖ゑしむ。

遣阿波国殖穀麻種

岩33/9 131/10

〈遣三〉

使ハチ大伴ノ遠祖天忍日命ヲ(シテ)、来目部ノ遠祖

暦509/3

嘉445/5

杉

岩28/6

 $\exists$ 

令二>

点を注している。

訓点もこの箇所を使役の意とはしていない。 〈令三七〉では暦仁本は本文「令」字を「今」字に作る。

嘉禄本の「令」字の形の訓読は

〈令五〉

☆、天日鷲`神[右上・左下]以与津咋見[中]神穀木種-殖。

之 [左下] 以作中白和幣上 (嘉434/1)

した。以下同じ。 **ヲコト点は、指された当該字の下に** [右上] のように示

ごく希で、はっきりこの形とわかるものはこの一例のみである。 のように、明らかに再読と扱っているものも見えるが、これは 同様に特殊な例としては

(嘉433/4)

令太玉^神[右上・左下]率諸-部\_神クチッ造ッシムヘシ和幣[右上]\*\*

令三三〉

のように「令」字を「メシ」と訓む例、

一令 日本武命 [左上・左下] 征-討東 夷 (嘉459/4)

うにも思われ、とすればこれは先に掲げた〈令五〉に近いとい は、「征討」の部分に注され訓から推すと、再返読したもののよ の、「令」字を「ミコトノリシ」と訓むものがある。〈令三三〉

うことになる。 嘉禄本では「令」字による使役句形で、「令」字自体に訓が注

された例は、右に挙げた三例のみであって、他は例えば

〈令七〉

令天棚機姫神[右上・左下]織ジ神衣[右上] (嘉434/3)

二三・二六・二七・三二・三五〉の十二例に見える。さらに 添えるものが、〈令七・一一・一二・一四・一七・一九・二一・ ヲコト点で「を・て」を注し、「××」の部分に「シム」を読み のように、「〇〇ヲシテ××セシム」の形の、「〇〇」の部分に

〈令六〉

令天羽槌雄神 [右上·左下] 織文布 [右上] (嘉434/3)

考えることができ、これは、〈令四・六・八・九・一〇・一六・の様な例は、この「シム」の読み添えを表記上省略したものと

一八・二二・二五・二八・二九・三一・三三・三四・三六・三

七〉の十六例と最も多い。

なお五例が残るが、これらは例えば、〈令一〉などについては、「××」の部分が複数の内容の構造になっていて、読み添える 長く連なる形であるような場合、及び〈令二四〉のようにさらにそれが 長く連なる形であるような場合、及び〈令二四〉のようにでれいて、 を含む場合、等のようにこの形の援用と考えることができそう を含む場合、等のようにこの形の援用と考えることができそう である。

Aの形が専ら用いられているということになる。一部に再読形式の例を見るものの、全体としては、先に掲げた従って、嘉禄本の訓読に見える「令」字による使役句形は、

暦仁本では、

〈令一九〉

令諸神亦共陪 従

○・四一・四二・四三〉の九例はAの形と見て良いようである。めがたい部分もあるが、〈令一九・二五・二六・三七・三八・四のようなAの形も見え、損傷箇所などもあってはっきりとは決

しかし一方で、

令一八〉

(暦503/5)

も同様である。のように、「令」字を「シム」とのみ訓む例もあって、〈例二九〉のように、「令」字を「シム」とのみ訓む例もあって、〈例二九〉

さらに、

〈令四四〉

シム 一切便主与百済博士王 一に記 ::其出 納今阿知使主与百済博士王 に記 ::其出 納シテアチノシカとエヌシト ライフドヨボビトキボノイシクシェトアシルサー ノイティルサノア

(暦526/5)

....、あり、〈令二一・二二・四五〉と併せて、四例はこの形式である。あり、〈令二一・二二・四五〉と併せて、四例はこの形式である。のように、明らかに再返読して「シテ……シム」と訓んだ例が

また

(暦508/7)

今三○○○国」ヲ以テ観ニシム天位之 貴 ′

(暦519/6)

み添えとする形式ではあるものの、注された返点から推すと再は、欠落箇所があって判然としない部分も残るが、「シム」を読

つ形ということになろうか。 返読しているのであって、ちょうど読み添えと再返読の間に立

れに近いと思しいものもある。
れに近いと思しいものもある。
をの他なお残る例については、先の嘉禄本の場合と同様に考えることができる。暦仁本の訓読に見える「令」字による使役用いられ、嘉禄本とは若干異なる点を含む、と考えることがで用いられ、嘉禄本とは若干異なる点を含む、と考えることがで用いられ、嘉禄本とは若干異なる点を含む、と考えることがで用いられ、嘉禄本とは若干異なる点を含む、と考えることがである。

「使」字による形は用例が少なく、また例えば

〈健二〉

太玉命天鈿女命[右上・左下]使配侍焉

(蘇444/4)

と考えられるようである。題を含むのではあるが、〈使三〉を見る限り、嘉禄本ではAの形のように本文の組立て自体が「令」字の場合と異なるなど、問

で、興味深いところである。とも考えられ、とすれば、日本書紀諸本の訓読でも見えない例とも考えられ、とすれば、日本書紀諸本の訓読でも見えない例でいない点が特徴的である。特に〈使三〉は「使(スナハチ)」とは訓一方暦仁本は、二例共に「使」字を「シテ……シム」とは訓

<sup>-</sup>遣」字による形も用例が少ないのではあるが、「ツカハス」

と訓むか、の二種が嘉禄本・暦仁本共に見える。とのみ訓むか、あるいはAの形によって「ツカハシテ……シム」

### まとめ

順次準備を進めたいと考えている。て個々の部分についての詳細な訓読上の比較検討に至るべく、いて、同様な定位を試みた上で、さらにいくつかの伝本も交えいて、同様な定位を試みた上で、さらにいくつかの伝本も交え

(平成十年十一月二十七日受理)

#### A Study of Kundoku in Kogoshui (1)

#### Katsumi SUGIURA

#### ABSTRACT

Kogoshui was a tract reported to the Emperor Heizei by Hironari Imbe in 807. It has been attached the significance of Japanese language in 8th century. But, there have been not so many studies of Kundoku — Japanese readings on Chinese character texts— in transcriptions of Kogoshui.

I set about making inquiries and comparative studies into *Kundoku* in transcriptions of *Kogoshui*. The initial stage of these studies, I picked up *Karokubon* and *Ryakuninnbon*, for the representative transcriptions of *Kogoshui*. *Karokubon* is the oldest extant transcription of *Kogoshui*, copied in 1225. *Ryakuninbon* is copied in 1238, and annotated in details more than *Karokubon*.

The Kundoku in Karokubon - Kogoshui is similar to the Kundoku in transcriptions of Nihonshoki in the medieval ages by Yoshida's Shintonists. And, the Kundoku in Ryakuninbon-Kogoshui is different from them on some examples.